

赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付規則

令和3年3月31日

赤磐市規則第9号

改正 令和3年8月19日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、若年層の婚姻に伴う新生活を支援し、経済的不安の軽減を図ることにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越し費用の一部を補助するものとし、その補助について、赤磐市補助金等交付規則（平成17年赤磐市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得、又は賃借する際に要した費用のうち、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、住宅を取得する場合にあっては、新婚世帯の当該住宅の共有持分が2分の1以上であるときに限り、住宅を賃借する場合にあっては、新婚世帯の夫婦いずれか一方と3親等以内の親族が所有し、かつ、居住する住宅を賃借するときを除く。
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が400万円未満であること。ただし、次の場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した額が400万円未満であること。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、交付申請時において無職の場合、離職した者については、所得無しとして夫婦の所得を算出する。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の所得から貸与型奨学金の年

間返済額を控除する。

- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (3) 入居対象となる住宅が、赤磐市内にあること。
- (4) 交付申請時に夫婦がともに入居対象となる住宅に住民登録を有していること。
- (5) 夫婦ともに新婚世帯を対象とする他の公的制度に基づく家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 夫婦ともに過去にこの規則に基づく補助を受けていないこと。
- (7) 夫婦ともに赤磐市の市税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員等（赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (9) 市が求める講座等へ参加すること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも29歳以下である世帯は、1世帯当たり60万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 住居費の補助は令和3年1月1日から令和4年3月31日までに行われた支出を対象とする。ただし、賃料については、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの賃料を対象とし、勤務する事業所等から住宅に係る手当が支給されている場合は、当該手当額については補助対象外とする。

4 引越費用の補助にあたっては令和3年1月1日から令和4年3月31日までに行われた支出を対象とする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明）
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 新婚世帯の総所得が分かる書類及び市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- (5) 入居対象となる住宅の売買契約の写し（住宅を購入した場合）
- (6) 入居対象となる住宅の請負契約書の写し（住宅を新築した場合）
- (7) 入居対象となる住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合）
- (8) 住宅手当の支給についてわかる書類（給与明細又は住宅手当支給証明書（様式

第2号)) (住宅を賃借している場合)

(9) 住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料を支払ったことが分かる書類

(10) 引越に係る領収書の写し (引越費用の場合)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、申請者へ赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付 (不交付) 決定通知書 (様式第3号) により通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた申請者 (以下「補助対象者」という。) は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに赤磐市結婚新生活支援事業補助金変更届出書 (様式第4号) により、届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定し、補助対象者へ赤磐市結婚新生活支援事業補助金変更交付 (不交付) 決定通知書 (様式第5号) により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 第6条第1項又は前条第2項の規定により交付決定を受けた補助対象者は、速やかに赤磐市結婚新生活支援事業補助金請求書 (様式第6号) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消し及び変更)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号に該当すると認められたときは、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この規則の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助対象者が、虚偽の申請又はその他不正行為により補助金を受給した場合には、既に支給された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告等)

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときには、補助対象者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。
（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月19日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

赤磐市長 様

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

赤磐市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

また、この補助金の交付手続きに関して、世帯の課税台帳・住民基本台帳等により照合を行うこと及びその他要件に関する現況について、報告を求め、又は調査を行うことに同意します。

記

1 新婚世帯について

申請者	氏名	(ふりがな)	生年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	※該当する項目に ✓を記入して下さい。		勤務先からの住宅手当の支給について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 私は申請日現在、就職していません。 <input type="checkbox"/>			
配偶者	氏名	(ふりがな)	生年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	※該当する項目に ✓を記入して下さい。		勤務先からの住宅手当の支給について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 私は申請日現在、就職していません。 <input type="checkbox"/>			
婚姻年月日	年 月 日					

2 補助申請額について

住居費（購入・新築の場合）	支払年月日	年 月 日	
	支払金額(A)	円	
	夫婦以外の共有名義 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 夫婦以外の共有名義が有の場合 夫婦持分 1/2 以上 <input type="checkbox"/>		
住居費（賃貸の場合）	契約期間の始期	年 月 日	
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	家賃 _____ 円 + 共益費 _____ 円 = (B) _____	月額 円	
	住居手当 (C)	月額 円	
	実質家賃負担額 (D) = { (B) - (C) } × 支払済月数	月額 _____ 円 × _____ カ月 = _____ 円	
	その他住居費 (E) (敷金、礼金、仲介手数料)	敷金	円
		礼金	円
仲介手数料		円	
小計 (E)		円	
引越費用	引越を行った日	年 月 日	
	費用 (F)	円	
合計 (G)	(A) + (D) + (E) + (F)	円	
補助申請額	(G)のうち、30万円を上限に記載してください。 ただし、夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合 は、60万円を上限に記載してください。 1,000円未満を切り捨てた額を記載してください。	円	

(添付書類)

- ① 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明）
- ② 世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの）
- ③ 新婚世帯の総所得がわかる書類及び市税の滞納がないことを証明する書類
- ④ 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- ⑤ 入居対象となる住宅の売買契約書の写し（住宅を購入した場合）
- ⑥ 入居対象となる住宅の請負契約書の写し（住宅を新築した場合）
- ⑦ 入居対象となる住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合）
- ⑧ 住宅手当の支給についてわかる書類（住宅を賃借している場合）
- ⑨ 住宅の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料を支払ったことを証する書類
- ⑩ 引越に係る領収書の写し（引越費用の場合）
- ⑪ ①から⑩のほか、市長が必要と認める書類

赤磐市長 様

給与等の支払者
所在地
名 称
氏 名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

月	支給額	月	支給額
年 1 月	円	9 月	円
2 月	円	10 月	円
3 月	円	11 月	円
4 月	円	12 月	円
5 月	円	年 1 月	円
6 月	円	2 月	円
7 月	円	3 月	円
8 月	円		

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担するすべての手当です。
- 2 現住所の家賃に対する住宅手当を各月の支給額欄に記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 4 支給していない月は「0」を記入してください。

年 月 日

様

赤磐市長



赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました赤磐市結婚新生活支援事業について、赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付規則第6条の規定により、下記のとおり交付する(交付しない)ことに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助の要件

赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付規則第3条に定める要件を全て満たしていること。

3 交付しないことに決定した場合の理由

様式第 4 号 (第 7 条関係)

赤磐市結婚新生活支援事業補助金変更届出書

年 月 日

赤磐市長 様

申請者
住所
氏名
電話

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった 年度赤磐市結婚新生活支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付規則第 7 条第 1 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更内容

事 項	
内 容	

2 関係書類

(1) 変更内容を確認できる書類

様式第 5 号 (第 7 条関係)

年 月 日

様

赤磐市長



赤磐市結婚新生活支援事業補助金変更交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました赤磐市結婚新生活支援事業補助金について、赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付規則第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更交付する(変更交付しない)ことに決定したので通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 変更交付しないことに決定した場合の理由

赤磐市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定のありました赤磐市結婚新生活支援事業補助金について、赤磐市結婚新生活支援事業補助金交付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額は右詰めで記入すること。

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協
店舗名	本店・支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	フリガナ

※口座名義については必ず申請者氏名と同一であること。

※振込指定口座に係る通帳の見開き部分の写し等、上記内容が確認できるものを添付すること。